

こどもまんなか  
こども家庭庁

ヤングケアラー支援について

2026. 6

支援局 虐待防止対策課

# ヤングケアラーとは

・子ども・若者育成支援推進法は、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、ヤングケアラーを、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象としています。(令和6年6月に法律を改正)

・支援対象となる年齢は、こども期(18歳未満)に加え、進学や就職の選択など、自立に向けた重要な移行期を含む若者期を切れ目なく支えるという観点からおおむね30歳未満(状況等に応じ、40歳未満の者も対象)です。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目の離せない家族の見守り・声かけ・気づかいなどの情緒的ケアをしている。



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている。



障がいや病気のある家族に代わり、家計を支えるために働いている。



精神疾患やアルコール・薬物・ギャンブルなどの問題を抱える家族の情緒的ケアや周囲との調整などを行っている。



がん・難病のほか慢性的な病気の家族の看病をしている。



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

## 課題

ヤングケアラーの問題は、こども達がケアを担うことで、やりたいことができないなど、  
こどもとして健やかな成長・発達に必要な時間が失われたり、  
身体的・精神的負荷がかかることによって、負担が重い状態となる場合があります。



家事・手伝いでの遅刻や早退



成績に影響がでたり…



からだに不調がでたり…



授業に集中できなくなったり…

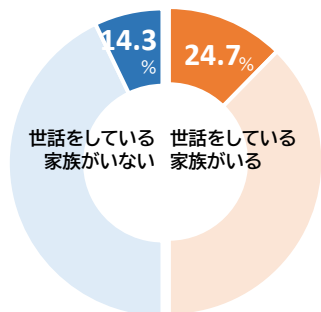


こころの不調。悩みごとがふえる

# なにが問題なのか

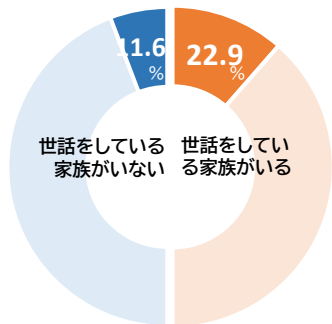
## 家族の世話の有無による学校生活への影響

出席への影響



- 世話をしている家族がいる場合、いない場合に比べて、「**たまに欠席する**」「**よく欠席する**」の割合が高い
- 世話をしている家族がいる場合、いない場合に比べて、遅刻や早退を「**たまにする**」「**よくする**」の割合が高い

遅刻や早退への影響



出典:令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」

## 課題

こども自身の「現在」と「将来」に様々な影響が考えられ、  
**ヤングケアラーへの支援は急務**

## ○ 家族の領域におきた環境変化

- 一世帯あたりの人数 5人（1953年） → **2.21人**（2020年）
- 共働き数 614万世帯（1980年） → **1262万世帯**（2022年）
- ひとり親家庭の数 94.7万世帯（1993年） → **141.9万世帯**（2016年）
- 平均寿命 男性 50.06歳（1947年） → 81.05歳（2022年）  
女性 53.96歳（1947年） → 87.09歳（2022年）
- 高齢者数 623万人（1965年） → **3623万人**（2022年）
- 精神疾患を持つ人の数 224万人（2002年） → 586万人（2020年）



変化したのは、社会や環境！ その結果、こども・若者に負担が生じることも…。

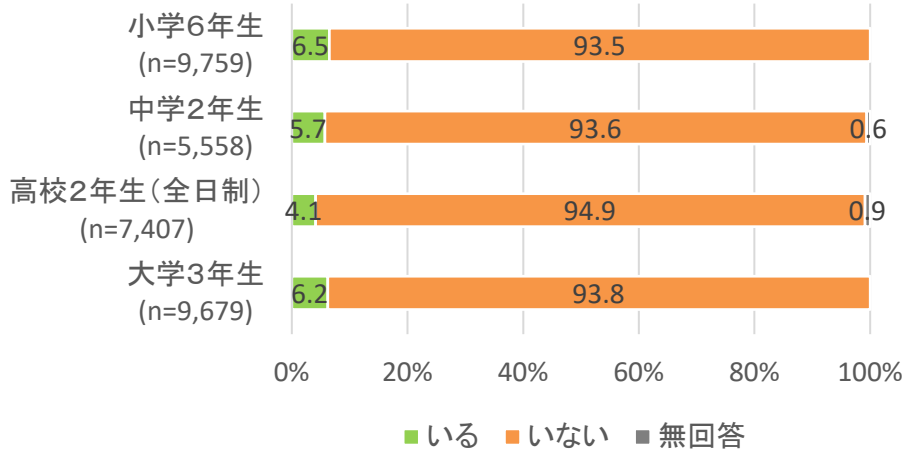
# ヤングケアラーの実態調査結果（小学生～大学生）

- 令和2年度に中学2年生・高校2年生を、令和3年度に小学6年生・大学3年生を、それぞれ対象にヤングケアラーの実態調査を実施

※ 子ども・子育て支援推進調査研究事業により、令和2年度は三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社、3年度は株式会社日本総合研究所が実施。

## 1 世話をする家族の有無

- 世話をしている家族の有無について



- 世話をしている家族が「いる」と回答したのは小学6年生で**6.5%**、中学2年生で**5.7%**、高校2年生で**4.1%**、大学3年生で**6.2%**。

※ 大学生は「いない」の中に、「現在はいないが、過去にいた」人が4.0%含まれる。

※ 例えば、親が仕事で不在の間に幼いきょうだいの遊び相手をするといったケースが含まれ、数値を引き上げている可能性がある。

- (参考)「自分はヤングケアラーに当てはまる」と思う人の割合 18歳以上の若者 **2.3%**

「ヤングケアラーの実態把握等に関する調査研究」(2025年度)

## 2 世話の対象者・世話による影響

	世話を必要とする家族	世話のためにやりたいけれどできていないこと
小学生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「きょうだい」が最も高く、<b>71.0%</b></li> <li>※きょうだいの状況は「幼い」が最も高く73.9%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「特にない」が最も高く、<b>63.9%</b></li> <li>・次いで「自分の時間がとれない」15.1%</li> </ul>
中学生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「きょうだい」が最も高く、<b>61.8%</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「特にない」が最も高く、<b>58.0%</b></li> <li>・次いで「自分の時間がとれない」20.1%</li> </ul>
高校生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「きょうだい」が最も高く、<b>44.3%</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「特にない」が最も高く、<b>52.1%</b></li> <li>・次いで「自分の時間がとれない」16.6%</li> </ul>
大学生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「母親」が最も高く、<b>35.4%</b></li> <li>※母親の状況は、「精神疾患」が最も高く28.7%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「特にない」が最も高く、<b>51.9%</b></li> <li>・次いで「自分の時間がとれない」20.1%</li> </ul>

# これまでの取組①

(ヤングケアラーの支援に向けた  
福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム)

## 現状・課題

- ヤングケアラーは、家庭内のデリケートな問題であることなどから表面化しにくい構造。福祉、介護、医療、学校等、関係機関におけるヤングケアラーに関する研修等は十分でなく、地方自治体での現状把握も不十分。
- ヤングケアラーに対する支援策、支援につなぐための窓口が明確でなく、また、福祉機関の専門職等から「介護力」と見なされ、サービスの利用調整が行われるケースあり。
- ヤングケアラーの社会的認知度が低く、支援が必要な子どもがいても、子ども自身や周囲の大人が気付くことができない。



福祉、介護、医療、教育等、関係機関が連携し、ヤングケアラーを早期に発見して適切な支援につなげるため、以下の取組を推進

## 今後取り組むべき施策

### 1 早期発見・把握

- 福祉・介護・医療・教育等関係機関、専門職やボランティア等へのヤングケアラーに関する研修・学ぶ機会の推進。
- 地方自治体における現状把握の推進。

### 2 支援策の推進

- 悩み相談支援  
支援者団体によるピアサポート等の悩み相談を行う地方自治体の事業の支援を検討（SNS等オンライン相談も有効）。
- 関係機関連携支援
  - ・ 多機関連携によるヤングケアラー支援の在り方についてモデル事業・マニュアル作成を実施（就労支援を含む）。
  - ・ 福祉サービスへのつなぎなどを行う専門職や窓口機能の効果的な活用を含めヤングケアラーの支援体制の在り方を検討。
- 教育現場への支援  
スクールソーシャルワーカー等の配置支援。民間を活用した学習支援事業と学校との情報交換や連携の促進。
- 適切な福祉サービス等の運用の検討  
家族介護において、子どもを「介護力」とすることなく、居宅サービス等の利用について配慮するなどヤングケアラーがケアする場合のその家族に対するアセスメントの留意点等について地方自治体等へ周知。
- 幼いきょうだいをケアするヤングケアラー支援  
幼いきょうだいをケアするヤングケアラーがいる家庭に対する支援の在り方を検討。

### 3 社会的認知度の向上

2022年度から2024年度までの3年間でヤングケアラー認知度向上の「集中取組期間」とし、広報媒体の作成、全国フォーラム等の広報啓発イベントの開催等を通じて、社会全体の認知度を調査するとともに、当面は中高生の認知度5割を目指す。

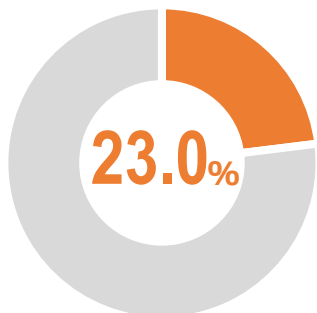
# これまでの取組②

(R6子ども・若者育成支援推進法の改正)

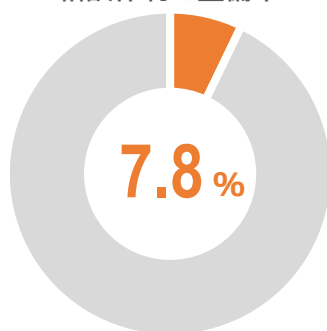
# 支援を進める上での問題

## 自治体の取組状況

実態調査の実施率



ピアサポート等  
相談体制の整備率



- **実態把握の実施率が低く**、支援を必要としている者を把握できる仕様でない調査方法である場合も多い
- ピアサポート等の相談体制についても、**自治体ごとの取組状況に差がある。**



SNS相談



電話相談



学校で相談



オンライン  
コミュニティ

出典:令和5年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「ヤングケアラー支援の効果的取組に関する調査研究」

## 課題

ヤングケアラー支援に関する**法制上の位置付けがないことにより**

- ✓ 地域毎に、進捗状況や支援内容の **ばらつき**
- ✓ 支援の実施主体や具体的な支援内容が不明確

# 法改正の経緯・施行について

## 法改正までの背景

- ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム報告（令和3年5月17日）により、関係機関が連携し、ヤングケアラーを早期に発見して適切な支援につなぐため、①早期発見・把握、②支援策の推進、③社会的認知度の向上が今後取り組むべき施策と設定された。
- 国においては、令和4年度予算から順次、「ヤングケアラー支援体制強化事業」等により、地方自治体における実態調査、関係機関研修、支援体制構築等の取組推進を開始した。
- しかし、ヤングケアラー支援に関する法制上の位置付けがないことに加え、地方自治体内において、誰が支援の実施主体として、どのような支援を行うかが明確でなく、地方自治体ごとに、取組の進捗状況や支援内容にばらつきがある。



## 法改正の内容（公布日（令和6年6月12日）施行）

- 「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」において、**子ども・若者育成支援推進法を改正し、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーを明記した。**
- また、ヤングケアラー等の同法の支援対象となる子ども・若者に対し、子ども・若者支援地域協議会と要保護児童対策地域協議会が協働して効果的に支援を行えるよう、両協議会調整機関同士が連携を図るよう努めるものとした。

## 定義

家族の介護その他の日常生活上の世話を**過度に**(※)行っていると認められる子ども・若者

※ こどもにおいてはこどもとしての健やかな成長・発達に必要な時間(遊び・勉強等)を、若者においては自立に向けた移行期として必要な時間(勉強・就職準備等)を奪われたり、ケアに伴い身体的・精神的負荷がかかったりすることによって、負担が重い状態になっている場合

※ その範囲を狭めることのないように十分留意し、一人一人のこども・若者の**客観的な状況**と**主観的な受け止め**等を踏まえ、その最善の利益の観点から、個別に判断していくことが重要

市区町村の役割

こども期(18歳未満)



- 自身や家庭の状況を話せる信頼関係が重要なため、ヤングケアラーの状況や心情に関する学校関係者等への理解促進にも努める
- そのうえで、個人が把握できる方法(任意の記名式等)により調査を定期的実施(少なくとも年1回程度)
- 学校等を通じて、ヤングケアラー自身に気づきを与えるようなアンケートが有効
- 高校生世代は、都道府県と連携して対応

若者期(18歳以上)



- オンラインなど若者がアクセスしやすい方法を活用し(ピアサポートを含む。)、相談対応や課題整理の支援

都道府県の役割

ヤングケアラーの把握

自治体における支援体制

具体的な支援サービス

若者期への移行

- こども家庭センター等を中心に、多機関による支援体制を構築

- 一人一人の児童の置かれた状況や本人の受け止めに応じサポートプランを作成し、具体的な支援を検討し、包括的・計画的な支援を展開

- 関係機関との調整をヤングケアラー・コーディネーターが担う

- 18歳以上のヤングケアラーへの個別相談や**市町村への繋ぎを担う**ヤングケアラー・コーディネータの配置(※)

- こ若センターの受託法人など、民間支援団体等の活用

- 精神的ケアやピアサポートなどの専門的な相談体制の整備

※ 令和6年度補正により配置支援

(ケアの代替)

- 介護保険サービス
- 障害福祉サービス
- 子育て世帯訪問支援事業
- 外国語対応通訳の派遣等

(本人への支援)

- レスパイトの機会を確保
- ピアサポート等の相談支援
- 学習支援
- 就労支援

※ 若者世代への外部サービスの導入については、市区町村が中心的な役割を担う。

要保護児童対策調整機関

年齢により支援が途切れないよう、連携に努め、支援を円滑に継続

子ども・若者支援調整機関

## 支援に当たって留意すべき事項

- ヤングケアラーへの支援は、家庭内のデリケートな課題であり、こども・若者と保護者の心情に配慮
- こども・若者の気持ちに寄り添い、保護者の状況も踏まえて肯定的・共感的に関わる
- 外部サービス導入時は、家族全体の支援を意識し、丁寧な説明と理解を得て進める
- 支援の必要性・緊急性が高い者を優先的に支援することが重要  
(保護者の病気・障害によりこども・若者が長時間ケアを担う世帯、生活保護や児童扶養手当受給世帯でこども・若者以外にケアの担い手がいない世帯)

進学や就職の選択など、自立に向けた重要な移行期を含む若者期を切れ目なく支える観点から、おおむね**30歳未満**を中心(状況に応じて40歳未満)も対象とする。

# みなさんと共に実現したい地域の姿

## 法改正はスタート地点

- 今回の法制化は、我々の社会が、ヤングケアラーを本来守られるべき「**こども・若者の権利**」として捉え、「社会全体として守っていくもの」とした点について、非常に意味のあること。
- 法律が改正されただけでは、「**実社会においては何も変わらない**」



実際に社会を変えるのは **地方自治体ごとの取組み**  
そのために **地域の皆さまの理解と協力が不可欠!**

## これからの地域社会に期待されること

周囲の大人が支援が必要かもしれないこどもに気づくために、ヤングケアラーに対する正しい理解を広める

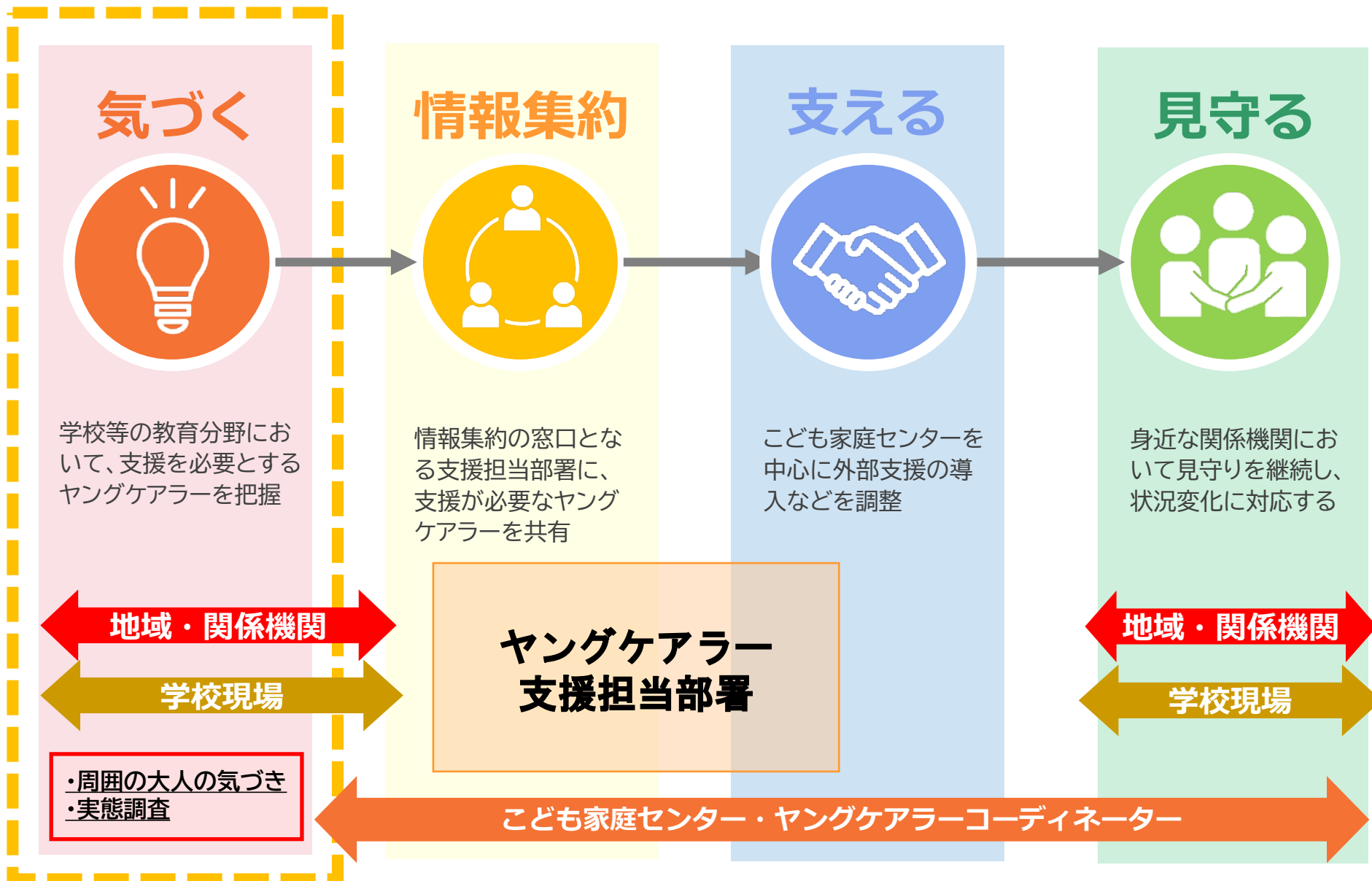
こども若者がSOSを発信する機会の確保  
(実態調査の実施)  
※特に若者については、民間支援団体の協力を得ることも有効

関係機関が連携してヤングケアラーの支援に取り組むことのできる体制の構築  
※ヤングケアラーコーディネーターの活用

こども・若者自身が望むことを知ることができ、こども・若者と家庭が誰かに頼ることを受け入れやすい地域づくり

ゆるやかに見守り、こども・若者、家庭の変化に気づくことのできる環境づくり  
※成長過程に応じてバトンをつなぐことも重要

# ヤングケアラー支援の全体像





## 「気づく」

- 家族の世話を担っていると思われるこども・若者に気づいた際、まずは**本人や家族の想いを知る、寄り添う、見守るまなざしを向けること**が、本人やその家族の精神的負担を軽減すると考えられる。
- ヤングケアラー本人や家族には、これまで築いてきた関係性や、家族の中での役割があり、**それぞれの想いを尊重した関わりが極めて重要**。

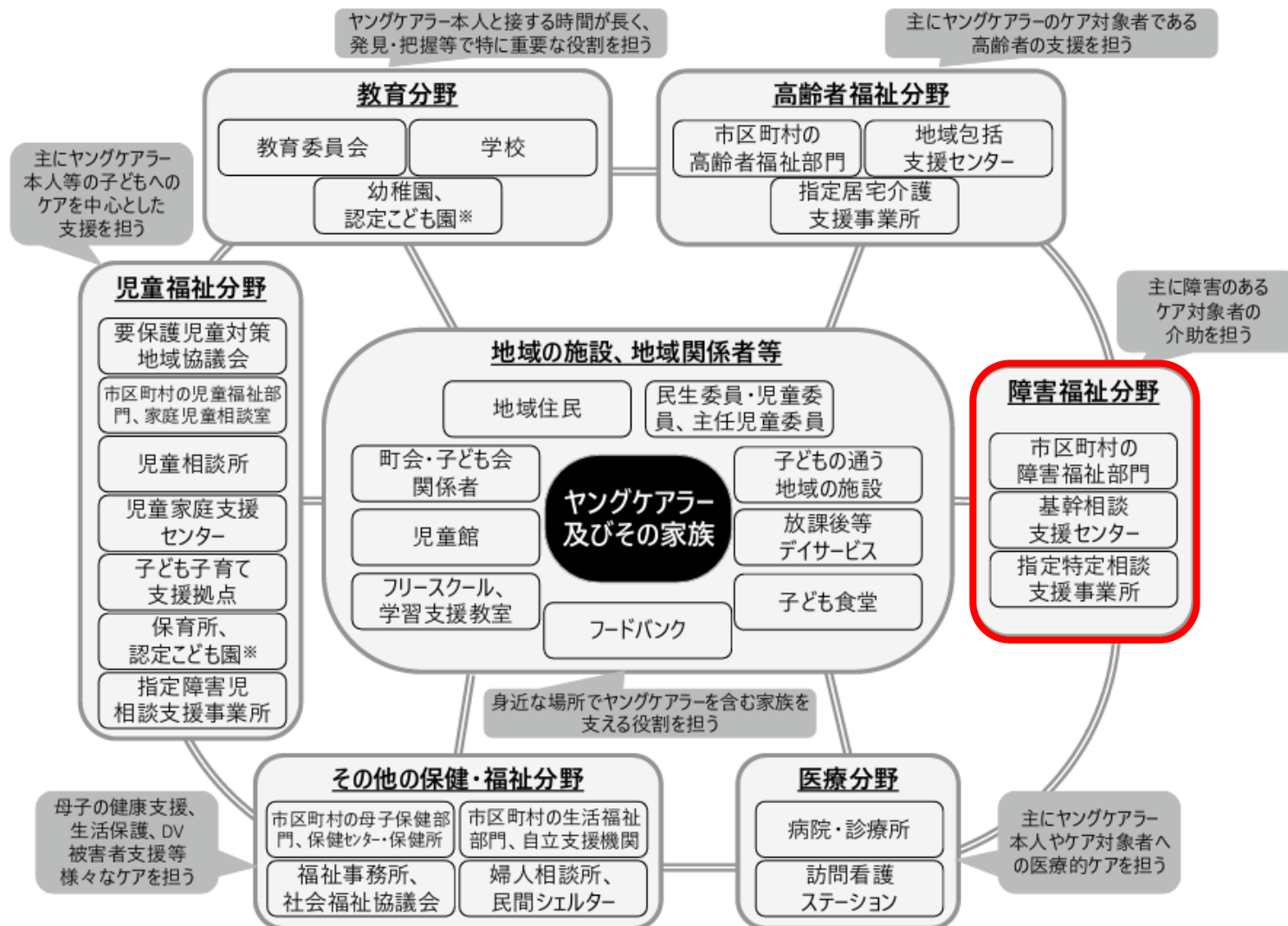


## 「情報集約」

- ケア負担に悩んでいるこどもを把握した後の「**つなぎ先**」となる、**各自治体のヤングケアラー支援担当部署の連絡先を確認しておく**ことも有効。
- まずは、こどもの状況を伝え、対応方法などをご相談いただくことが重要。自治体の担当者との関係性が構築されるとヤングケアラー支援に取り組むことへの安心感も生まれる。また、対応方法に関する相談の中で、個人情報の取扱いなども確認いただくことが望ましい。

# 支援のケース事例

- 下の図のような関係機関がヤングケアラーとその家族を支える役割を持つ。



※認定こども園は4類型あり、類型によって関係する分野が異なる

# 最新の取組状況

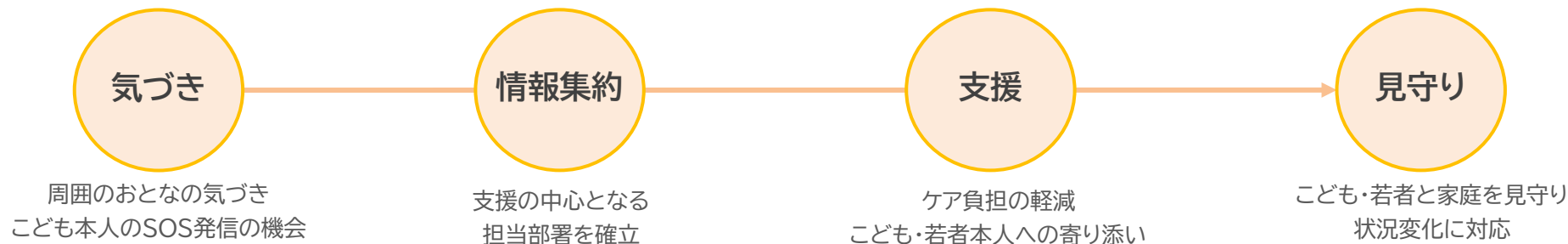
## 1. ガイドラインの概要

【成果物の公表】 令和7年4月

自治体におけるヤングケアラーの支援は、学校等と連携してヤングケアラーを把握し、ヤングケアラー本人や家族の状況に応じ支援につなげる必要があるところ、「発見・把握」、「アセスメント・支援方針の検討」、「支援の実施」、「フォローアップ」等のヤングケアラー支援の各段階において、自治体が体制構築に活用することのできるガイドライン（仮称）を策定。

※ ガイドラインは、担当部署をこども家庭センター（児童福祉機能）として記載をしているが、異なる部署が担当する場合であっても、読み替えてご活用いただけます

## 2. 内容



### 【ご覧いただきたいポイント】



ヤングケアラーの「把握」から「終結」に至るまでの、各段階で求められる取組やポイント



実態調査の促進にむけた、設問例や押さえてほしいポイント



ヤングケアラーの支援体制や、ヤングケアラー・コーディネーターに期待される役割

### 若者世代



18歳未満のこどもの支援と若者世代への支援の違いや留意点、企業連携による就労支援等を紹介

## 1. 目的

【成果物の公表】 令和8年4月

「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム報告」において、令和4年度からの3年間でヤングケアラーの社会的認知度向上に向けた「集中取組期間」とされ、中高生の認知度を5割まで高めることが、当面の数値目標として掲げられた。集中取組期間の終了に伴い、目標値の達成状況を検証する必要がある。

また、法改正により、18歳以上のヤングケアラーも支援対象と明記されたが、当事者が求める支援や直面する課題等を明確化し、支援の在り方を検討するため、若者世代へのアプローチ方法や当事者が担っているケアの様態に応じた支援ニーズ等の現状把握に着手する必要がある。

## 2. 事業の手法

- ① 各種学校・企業・団体等を通じるなどした様々な年代の個人各市区町村や都道府県等に対するアンケート調査
- ② 先行文献の調査
- ③ 18歳以上のヤングケアラー本人(または元当事者)に対するアンケート調査及びヒアリング調査
- ④ ヤングケアラー支援団体に対するアンケート調査及びヒアリング調査

## 3. 調査研究報告書の公表

### ◆ 中高生の認知度を再調査

※ 前回調査(R2)では、中高生の8割以上がヤングケアラーを「聞いたことがない」と回答



### ◆ 若者世代の支援のあり方を検討

※ 「進路、結婚、家族と同居を続けるか等、成人への移行期のサポートは、必要となる知識、認識が、18歳未満とは異なる」といった指摘を踏まえた調査を実施



# ヤングケアラー社会的認知度向上のための広報啓発

ヤングケアラーは、家庭内のデリケートな問題であること、本人に自覚がないといった理由から、表面化しにくい構造となっていることをふまえ、こどもに対しては、本人に気づきを与えられるような広報啓発を行うことで、誰かに頼ってもいいと思える空気感の醸成を目指します。また、若者世代には、支援の対象であることを周知し、自ら助けを求めても良いという気づきを促すような広報啓発を実施するとともに、支援を求めやすい環境づくりを目指します。

## ポスター・リーフレットの一斉配布、動画配信

### 【動画配信】

令和7年度は、2種類のポスター・リーフレットを作成し、自治体・関係機関等に配布（R8.1頃に発送予定）

### 〈小学生向け〉



### 〈若者向け〉



### 〈リーフレット裏面〉

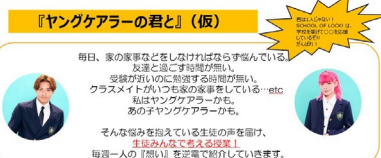


※リーフレット表面は小学生向けポスターデザイン

## タイアップキャンペーン（周知啓発）



「ヤングケアラー」をテーマとした絵本製作を行った上で、NPO法人全国こども食堂支援センター「むすびえ」に絵本を提供。



全国38局ネットで放送中「SCHOOL OF LOCK!」とのコラボ企画を実施



（セブンティーン）／集英社発行



「Seventeen」とのタイアップ企画を実施

## 特設Webサイトの公開

- ・ これまでの特設サイトを刷新



## ヤングケアラー出前講座（学生向け）

- ・ 全国5地域の出前講座を実施
- ・ 自治体向け出前講座のガイドライン作成



## 【30秒動画の配信】

- ・ 上記のキービジュアルをもとに、「小学生向け」「若者向け」の30秒動画を作成
- ・ 「小学生向け」をYouTube short、TikTok、「若者向け」をInstagram（リール）で配信予定。
- ・ 昨年度同様、こども家庭庁作成動画の活用を希望する自治体には、動画データを提供する予定。

## 【10分動画の作成】

- ・ 自治体が実施する出前講座等で活用いただくことを想定し「小学生向け」の10分動画を作成



令和7年度：10分動画（学び用）

ヤングケアラー相互ネットワーク形成推進事業は、民間団体等で全国規模のイベントやシンポジウム等を開催し、地域ごとの当事者、支援者同士の相互交流を促すことにより、ヤングケアラーの相互ネットワークの形成を図ることを目的としています。

ヤングケアラー当事者や民間支援団体・行政・福祉関連事業者等のネットワークを形成する目的でイベント「わづくり」を開催

## ■ 令和6年度の開催 北陸、およびオンラインで開催



# こども家庭庁 ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・就労・教育の連携プロジェクトチーム

## 立ち上げの背景

- ヤングケアラー支援策について、R3年に「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム」において、「厚生労働省・文部科学省として今後取り組むべき施策」が示されて以降、施策の立案や各種報酬への反映、実態把握等の各種取組が実施されたほか、各地域においても実態把握や支援体制の構築、各種支援策の実施が進むなど、ヤングケアラー支援は着実に前進してきた。
- それぞれの主体において取組が進む中、ヤングケアラー支援に関する課題や効果的な取組に関する知見の蓄積が進んできたほか、R5年度にはこども家庭庁の発足、R6年度にはヤングケアラーが支援に努めるべき対象として子ども・若者育成支援推進法に明記されるなど、とりまとめ報告時からの状況変化も大きく、R3年に示された今後取り組むべき施策について、**現在の状況を反映したものに更改する必要があるが生じている。**
- そのため、こども家庭庁・厚生労働省・文部科学省の実務者レベルにおいて検討した今後取り組むべき施策の方向性を基に、プロジェクトチームにおいて更に議論を行い、**更改版「今後取り組むべき施策」**をとりまとめる。

## 構成員

- 議長 こども家庭庁支援局長
- 副議長 厚生労働省社会・援護局長、文部科学省初等中等教育局長
- 構成員

### こども家庭庁

- ・支援局虐待防止対策課長
- ・支援局虐待防止対策課企画官(こども若者支援担当)
- ・支援局家庭福祉課企画官(ひとり親家庭等支援担当)
- ・支援局障害児支援課長
- ・成育局成育環境課長

### 厚生労働省

- ・健康・生活衛生局難病対策課長
- ・健康・生活衛生局がん・疾病対策課長
- ・社会・援護局保護課長
- ・社会援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室長(併)地域共生社会推進室長
- ・社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長
- ・社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長
- ・老健局認知症施策・地域介護推進課長
- ・人材開発統括官付参事官(若年者・キャリア形成支援担当参事官室長併任)
- ・医政局総務課保健医療技術調整官

### 文部科学省

- ・初等中等教育局児童生徒課長
- ・高等教育局学生支援課長
- ・総合教育政策局地域学習推進課長

# 令和7年度補正予算

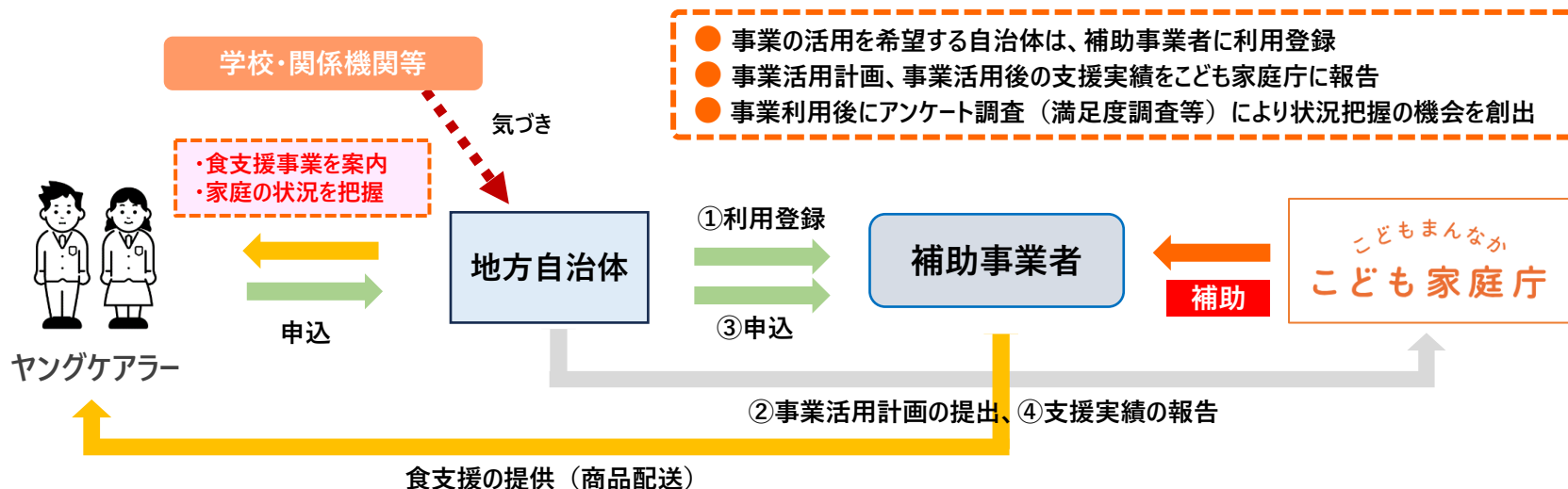
<民間企業等による自治体と連携したヤングケアラーへの食支援事業費補助金>令和7年度補正予算 0.2億円

事業の目的

家族や本人に困っている自覚がないことも多いヤングケアラー家庭においては、家庭に他人が入る支援への抵抗感が強いことなどから、ヘルパー派遣等の支援策を開始している自治体においても、個別支援の提供につながらないことが多く、**自治体がヤングケアラー家庭との関係を構築するための「きっかけ」**が必要な状況である。そこで、自治体が把握したヤングケアラーと思われるこども・若者と家庭について、自治体が具体的支援のコーディネートに必要な家庭の状況を把握するために、**家庭が受け入れやすい支援（食支援）を自治体の求めに応じて提供**する民間事業者等に対して、主に配送料等を補助する。

事業の概要

- ▶ 実態調査等により、学校や関係機関が把握したヤングケアラーの家庭について、事前に利用登録のあった自治体からの申込に応じて、ヤングケアラーとその家庭に対し、全国の自治体で活用でき、支援対象家庭が比較的受け入れやすい支援（食支援）を提供する。
- ▶ 家庭で家事などを担うこども・若者向けに簡単に作れる調理レシピを公開し、負担軽減を図る。



実施主体等

実施主体：民間企業・公益法人等（公募により2事業者を選定）

補助率：国（定額10／10相当）

# 令和8年度予算

(児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金) 令和8年度予算案 206億円の内数 (207億円の内数)

## 事業の目的

地方自治体におけるヤングケアラーの支援体制の構築を支援するため、地方自治体に必要な経費の補助を行う。

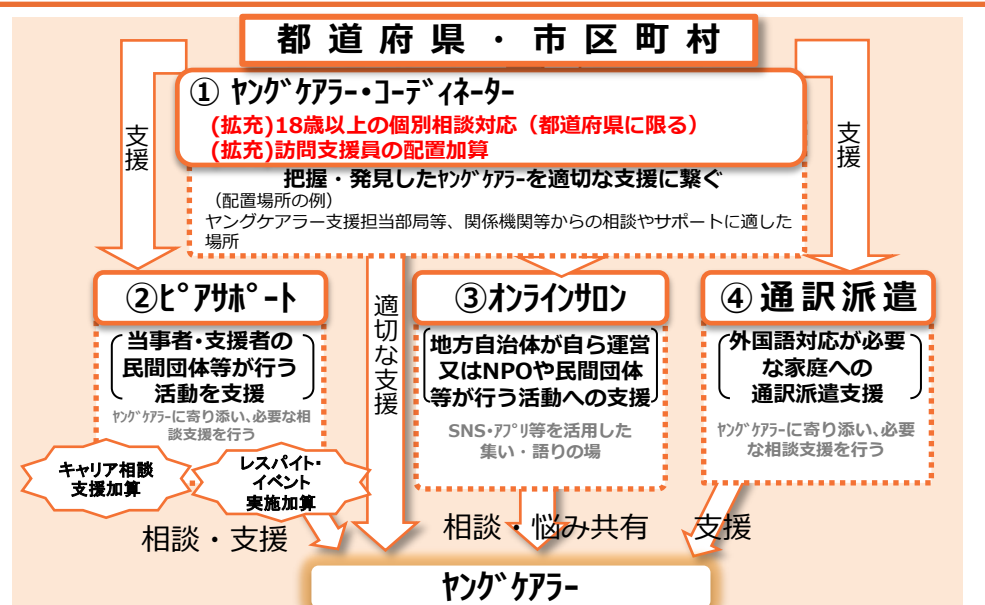
## 事業の概要

- ヤングケアラーを適切な福祉サービスにつなぐために、関係機関や民間支援団体と連携して相談支援を行い、多機関と協力して支援の枠組みを構築する専門職として、ヤングケアラー・コーディネーターを配置
  - ⇒ 都道府県が、18歳以上のヤングケアラーへの個別相談を含む業務を行うヤングケアラー・コーディネーターを配置する場合、加算を行う。
  - ⇒ 実態調査の回答結果に基づき、こども・若者や家族等との面談やアセスメント、支援等を行う訪問支援員を配置する場合、加算を行う。
- ※訪問支援員の配置加算は、すでにヤングケアラー・コーディネーター (YCC) の予算を活用した自治体に限る。  
(ただし、自治体で独自にYCCを配置している場合は、訪問業務を担う職員の配置において、まずは「ヤングケアラー・コーディネーターの配置」予算を活用すること。)
- ピアサポート等の悩み相談を行う支援者団体への支援
  - ⇒ 進路やキャリア相談支援体制の構築、およびレスパイトや自己発見に寄与する当事者向けイベントの開催において、加算を行う。
- ヤングケアラー同士が悩みや経験を共有し合うオンラインサロンの設置運営・支援等
- 外国語対応が必要な家庭に対し、病院や行政手続における通訳派遣等

## 実施主体等

実施主体		都道府県、市区町村		
実施主体		1 都道府県、指定都市あたり	1 中核市、特別区あたり	1 市町村あたり
実施事業				
①	ヤングケアラー・コーディネーターの配置	18,135千円	11,620千円	6,539千円
拡充	18歳以上のヤングケアラーへの個別相談等対応	7,999千円 (都道府県に限る)		-
拡充	訪問支援員配置加算		4,291千円	
②	ピアサポート等相談支援体制の推進	7,891千円	5,358千円	2,764千円
	キャリア相談支援加算	6,381千円	4,254千円	2,127千円
	イベント実施 (レスパイト、自己発見等) 加算	2,871千円	2,787千円	2,300千円
③	オンラインサロンの設置・運営・支援	4,267千円	2,840千円	1,840千円
④	外国語対応通訳派遣支援	7,920千円	5,280千円	2,640千円
補助率		国：2/3実施主体：1/3又は国：1/2、実施主体：1/2		

※補助率2/3の対象となるのは、財政力指数1未満の自治体のみ。  
財政力指数の低い自治体については、当該取組により捻出できた予算の範囲内で補助額を増額する場合がある。



(児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金) 令和8年度予算案 206億円の内数 (207億円の内数)

## 事業の目的

- 子ども・若者育成支援推進法の改正により、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っている」と認められる子ども・若者として、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーが明記された。(令和6年6月5日成立、令和6年6月12日施行)
- また、施行通知※1では、**特に市区町村においては、支援を必要とするヤングケアラーを早期に把握し、個別具体的な支援につなげるために、記名式など個人が把握できる方法**による実態調査を定期的(少なくとも年に1回程度)に行うことが重要としている。
- さらに、ヤングケアラーの把握と支援導入には、福祉・介護・医療・教育機関等の関係機関の職員によるアウトリーチとヤングケアラーへの理解促進が重要であり、ヤングケアラーに気付く体制を構築するため、職員研修の積極的な実施が求められるところ。
- こうした取り組みを促進するため、実態調査や関係機関の職員(要対協、子若協の構成機関を含む)がヤングケアラーについて学ぶための研修等の実施に必要な経費の補助を行う。

※1 こども家庭庁HP参照 (<https://www.cfa.go.jp/policies/young-carer>)

## 事業の概要

### ① 実態調査・把握

市区町村は、ヤングケアラーを把握し具体的な支援につなげるため、学校等の関係機関を通じて、主に任意の記名式等個人が把握できる方法により調査を実施  
都道府県は、市区町村と連携し、高校生世代を対象とした実態調査を行う他、主に18歳以上のヤングケアラーを把握することを目的として、介護・障害などのサービス事業者や支援者団体を対象として実態調査を実施

### ② 関係機関職員研修

ヤングケアラー支援に関する理解を深めるため、関係機関※2、専門職員、支援者団体、こども・本人や保護者が活動する地域の団体等を対象に、各地方自治体や教育委員会と連携して、ヤングケアラーの概念や早期把握の着眼点、把握後の対応方法についての研修を実施

※2 児童相談所、児童福祉施設、社会福祉協議会、福祉事務所、生活困窮者自立相談支援機関、精神保健福祉センター、医療機関、訪問看護・介護事業者、医療ソーシャルワーカー、学校、教育委員会、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、地域包括ケアセンター、介護保険事業者、障害福祉サービス所、市町村保健センター、保健所、民生・児童委員、司法関係機関、日本語学習支援機関、民間団体等

### ③ 実態調査スタートアップ加算

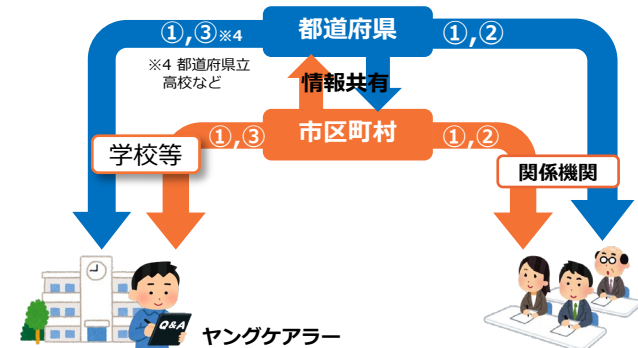
実態調査を定期的(少なくとも年に1回程度)に実施するには、自治体の負担軽減(調査コスト等)が不可欠であることから、実態調査の効率化に資する、自治体専用のWebフォーム作成や、調査結果に基づいて必要な支援がスムーズに行える仕組みの構築(例えば、特定の項目に該当するこどもの情報を学校とこども家庭センターで共有し、必要なサポートを提供するためのスキームの設計・開発等)を実施。

## 実施主体等

※3 下記事業のいずれかを実施した場合に補助。事業委託も可。

実施主体※3	都道府県、市区町村			
実施事業	実施主体	1 都道府県、指定都市あたり	1 中核市・特別区あたり	1 市町村あたり
①実態調査・把握		6,211千円	3,204千円	1,739千円
②関係機関職員研修		4,164千円	2,491千円	1,833千円
③実態調査スタートアップ加算		2,228千円	2,026千円	1,823千円
補助率		国：2/3、実施主体：1/3又は国：1/2、実施主体：1/2		

※補助率2/3の対象となるのは、財政力指数1未満の自治体のみ。  
財政力指数の低い自治体については、当該取組により捻出できた予算の範囲内で補助額を増額する場合がある。




<ヤングケアラー相互ネットワーク形成推進事業費補助金>令和8年度予算案 0.1億円 (0.1億円)

## 事業の目的

表面化しにくいヤングケアラーの孤独・孤立を防ぎ、継続した相談・支援体制を構築するため、民間団体等で全国規模のイベントやシンポジウム等を開催し、地域ごとの当事者、支援者同士の相互交流を促すことにより、ヤングケアラーの相互ネットワークの形成を図る。

## 事業の概要

- ① 地方自治体に対するヤングケアラー支援に関する啓発
  - ② 地方自治体、ヤングケアラー、支援者・当事者団体との相互交流・発展
  - ③ ヤングケアラーに対する相談支援の推進、地方自治体による相談機能の強化 等
- ※ 民間事業者等の提案により具体的な内容を決定。



地域ごとの当事者、支援者が相互に交流し、悩みや課題を共有できる機会を設けることで、全国的な相互ネットワークを形成し、ヤングケアラーの孤独・孤立の防止することにつながる。

## 実施主体等

実施主体：法人（公募により選定）  
補助率：国（定額 10/10相当）